

奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十五号

奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和四十五年九月奈良県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「分担金」を「分担金等」に改め、同条第一項中「（第七条に規定するものを除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第八十七条の三第一項の規定により行う県営土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）については、その分担金を徴収しない。

第二条第二項中「前項」を「前項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改める。

第三条第一項中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条第一項本文」に、「割りふつて」を「割り振つて」に改める。

第四条中「第二条第一項」を「第二条第一項本文」に改める。

第五条中「分担金」の下に「又は第七条第一項若しくは第八条第一項の特別徴収金」を加える。

第六条中「第二条第一項」を「第二条第一項本文」に改める。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別徴収金の徴収等）」を付し、同条第一項中「行なう県営土地改良事業」を「行う県営土地改良事業（機構関連事業を除く。）」に、「行なう場合」を「行う場合」に、「第二条第一項の規定により徴収する各年度の分担金のほか、分担金」を「特別徴収金」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「分担金」を「特別徴収金」に、「第三条第二項」を「同条第二項」に、「割りふつて」を「割り振つて」に改め、同条第三項中「こえない」を「超えない」に、「分担金」を「特別徴収金」に改める。

第八条中「第二条第一項」を「第二条第一項本文」に改め、「及び前条第一項の規定により徴収する分担金」を削り、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 県は、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第八十七条の三

第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第一百三十三条の第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度とする。）から起算して八年を経過しない間に法第九十一条の二第六項各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当する行為をしたときには、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の特別徴収金の額は、第一号に定めるところにより算定した額から第二号に定めるところにより算定した額を差し引いた額とする。

一 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

二 当該機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して知事が定める割合を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。